

令和7年度(2025年4月1日～新規の確認申請からの手数料として適用)

【A区域 山梨 用】

第1-A 建築確認申請・中間検査申請・完了検査申請手数料

(単位:円)

I類	建築物 申請手数料	床面積の合計	確認	中間	完了	合計	検査申請手数料一括前納			
							中間1回 割引額	合計	中間なし 割引額	合計
法第6条 第3号 建築物	消防 通知	$S \leq 100\text{m}^2$	14,000	16,000	20,000	50,000	6,000	44,000	4,000	30,000
		$100\text{m}^2 < S \leq 200\text{m}^2$	21,000	24,000	28,000	73,000		67,000		45,000
	消防 同意	$S \leq 100\text{m}^2$	16,000	18,000	22,000	56,000		50,000		34,000
		$100\text{m}^2 < S \leq 200\text{m}^2$	23,000	26,000	30,000	79,000		73,000		49,000

(単位:円)

II類	床面積の合計	確認	中間	完了	合計	検査申請手数料一括前納			
						中間1回 割引額	合計	中間なし 割引額	合計
法第6条 第1号 第2号 建築物	$S \leq 100\text{m}^2$	25,000	26,000	29,000	80,000	6,000	74,000	4,000	50,000
	$100\text{m}^2 < S \leq 200\text{m}^2$	37,000	35,000	40,000	112,000		106,000		73,000
	$200\text{m}^2 < S \leq 300\text{m}^2$	46,000	42,000	52,000	140,000		134,000		94,000
	$300\text{m}^2 < S \leq 500\text{m}^2$	61,000	52,000	62,000	175,000		169,000		119,000
	$500\text{m}^2 < S \leq 1,000\text{m}^2$	104,000	71,000	90,000	265,000	9,000	256,000	6,000	188,000
	$1,000\text{m}^2 < S \leq 2,000\text{m}^2$	145,000	96,000	117,000	358,000		349,000		256,000
	$2,000\text{m}^2 < S \leq 3,000\text{m}^2$	175,000	114,000	135,000	424,000	15,000	409,000	10,000	300,000
	$3,000\text{m}^2 < S \leq 5,000\text{m}^2$	224,000	142,000	164,000	530,000		515,000		378,000
	$5,000\text{m}^2 < S \leq 10,000\text{m}^2$	312,000	192,000	211,000	715,000	30,000	685,000	20,000	503,000
	$10,000\text{m}^2 < S \leq 20,000\text{m}^2$	434,000	260,000	273,000	967,000		937,000		687,000
	$20,000\text{m}^2 < S$	別途見積による							

(注) 省エネ適合判定の料金は別途

【B区域 東京・神奈川・埼玉・千葉 用】

第1-B 建築確認申請・中間検査申請・完了検査申請手数料

(単位:円)

I類	建築物 申請手数料	床面積の合計	確認	中間	完了	合計	検査申請手数料一括前納			
							中間1回 割引額	合計	中間なし 割引額	合計
法第6条 第3号 建築物	消防 通知	$S \leq 100\text{m}^2$	22,000	24,000	25,000	71,000	6,000	65,000	4,000	43,000
		$100\text{m}^2 < S \leq 200\text{m}^2$	32,000	32,000	33,000	97,000		91,000		61,000
	消防 同意	$S, 100\text{m}^2$	24,000	25,000	27,000	76,000		70,000		47,000
		$100\text{m}^2 < S \leq 200\text{m}^2$	34,000	34,000	36,000	104,000		98,000		66,000

(単位:円)

II類	床面積の合計	確認	中間	完了	合計	検査申請手数料一括前納			
						中間1回 割引額	合計	中間なし 割引額	合計
法第6条 第1号 第2号 建築物	$S \leq 100\text{m}^2$	30,000	31,000	35,000	96,000	6,000	90,000	4,000	61,000
	$100\text{m}^2 < S \leq 200\text{m}^2$	44,000	42,000	48,000	134,000		128,000		88,000
	$200\text{m}^2 < S \leq 300\text{m}^2$	55,000	50,000	62,000	167,000		161,000		113,000
	$300\text{m}^2 < S \leq 500\text{m}^2$	73,000	62,000	74,000	209,000		203,000		143,000
	$500\text{m}^2 < S \leq 1,000\text{m}^2$	125,000	85,000	108,000	318,000	9,000	309,000	6,000	227,000
	$1,000\text{m}^2 < S \leq 2,000\text{m}^2$	174,000	115,000	140,000	429,000		420,000		308,000
	$2,000\text{m}^2 < S \leq 3,000\text{m}^2$	210,000	137,000	162,000	509,000	15,000	494,000	10,000	362,000
	$3,000\text{m}^2 < S \leq 5,000\text{m}^2$	269,000	170,000	197,000	636,000		621,000		456,000
	$5,000\text{m}^2 < S \leq 10,000\text{m}^2$	374,000	230,000	253,000	857,000	30,000	827,000	20,000	607,000
	$10,000\text{m}^2 < S \leq 20,000\text{m}^2$	521,000	312,000	328,000	1,161,000		1,131,000		829,000
	$20,000\text{m}^2 < S$	別途見積による							

(注) 省エネ適合判定の料金は別途

【C区域 長野 用】

第1-C 建築確認申請・中間検査申請・完了検査申請手数料

(単位:円)

I 類	建築物 申請手数料	床面積の合計	確認	中間	完了	合計	検査申請手数料一括前納				
							中間1回	合計	中間なし	合計	
							割引額		割引額		
法第6条 第3号 建築物	消防 通知	$S \leq 100\text{m}^2$	20,000	19,000	24,000	63,000	6,000		4,000	57,000	40,000
		$100\text{m}^2 < S \leq 200\text{m}^2$	27,000	27,000	31,000	85,000				79,000	54,000
	消防 同意	$S \leq 100\text{m}^2$	21,000	22,000	26,000	69,000				63,000	43,000
		$100\text{m}^2 < S \leq 200\text{m}^2$	30,000	30,000	33,000	93,000				87,000	59,000

(単位:円)

II 類	床面積の合計	確認	中間	完了	合計	検査申請手数料一括前納				
						中間1回	合計	中間なし	合計	
						割引額		割引額		
法第6条 第1号 第2号 建築物	$S \leq 100\text{m}^2$	28,000	26,000	31,000	85,000	6,000		4,000	79,000	55,000
	$100\text{m}^2 < S \leq 200\text{m}^2$	41,000	38,000	43,000	122,000				116,000	80,000
	$200\text{m}^2 < S \leq 300\text{m}^2$	51,000	46,000	56,000	153,000				147,000	103,000
	$300\text{m}^2 < S \leq 500\text{m}^2$	67,000	57,000	67,000	191,000				185,000	130,000
	$500\text{m}^2 < S \leq 1,000\text{m}^2$	116,000	75,000	101,000	292,000	9,000		6,000	283,000	211,000
	$1,000\text{m}^2 < S \leq 2,000\text{m}^2$	162,000	108,000	131,000	401,000				392,000	287,000
	$2,000\text{m}^2 < S \leq 3,000\text{m}^2$	196,000	128,000	151,000	475,000	15,000		10,000	460,000	337,000
	$3,000\text{m}^2 < S \leq 5,000\text{m}^2$	251,000	159,000	184,000	594,000				579,000	425,000
	$5,000\text{m}^2 < S \leq 10,000\text{m}^2$	349,000	215,000	232,000	796,000	30,000		20,000	766,000	561,000
	$10,000\text{m}^2 < S \leq 20,000\text{m}^2$	486,000	291,000	300,000	1,077,000				1,047,000	766,000
	$20,000\text{m}^2 < S$	別途見積による								

(注) 省エネ適合判定の料金は別途

第1-2 手数料減免について

手数料 減額	確認申請時に完了検査までの一括前納の場合は手数料の減免をする。			(単位:円)
	床面積の合計	確認・中間・完了	減額	
	$S \leq 500\text{m}^2$	各申請につき	2,000	
	$500\text{m}^2 < S \leq 2,000\text{m}^2$		3,000	
	$2,000\text{m}^2 < S \leq 5,000\text{m}^2$		5,000	
	$5,000\text{m}^2 < S \leq 20,000\text{m}^2$		10,000	
	$20,000\text{m}^2 < S$	別途見積による		

第2-1 建築確認手数料について

確認申請時に仕様基準が省エネ適判の確認

旧手数料の扱い	① 令和7年3月31日までに工事着工した一括前納支払の物件は旧手数料のままとする。
面積の算定と手数料	② 一敷地に一建築物を原則とするが、用途上複数の建物の申請は申請面積の合計とする。
増築の申請と既存部分	③ 一建築物の確認申請の増築は、申請部分の面積と、既存の面積 40% を加えた合計面積の手数料とする。
・移転、 ・大規模の修繕 ・大規模の模様替え ・用途変更	④ 500㎡までを申請床面積とする
	⑤ 500㎡を超える場合、申請部分の 60% を床面積とする。
	⑥ 60% 後に500㎡未満の場合、500㎡の手数料とする。
計画変更	⑦ 用途変更しない部分は、その 40% の面積を加算した手数料。
	⑧ 変更に関わる水平投影面積 (参考:計画変更床面積算定準則第1)
	⑨ 計画変更面積の 50% を合計面積とした手数料とする。
中間検査	⑩ 建物の位置・高さ・採光変更の明らかに影響がない変更は、(参考:山梨II類 100㎡以内 の手数料。)
	⑪ 階数指定のない建物の面積は3階までの総床面積の手数料とする。
完了検査	⑫ 中間検査が工区などにより数回になる場合は、 第8各種届事務手数料 とする。
	⑬ 検査時に指摘された軽微変更等は 第8 の追加検査手数料による。
検査後の追加検査	⑭ 省エネ検査手数料は完了検査手数料に 30% を加える。(一括申請は確認申請時)
	⑮ 検査後の手数料は、 第8各種届事務手数料 による。
他機関の確認済証等	⑯ 計画変更等の申請時に当社 確認申請 手数料の 20% をもらい受ける。 (他機関の確認済証及びその他申請書類の写しを提出。以後の申請等は当機関の手数料とする。)
	⑰ 完了検査申請は当社完了検査手数料に 50% (⑭+⑯)を加える。

設計及び工事監理が建築士でない申請は**100,000円**を加算。

第2-2 オプション手数料(割増手数料)

(単位:円)

床面積の合計	A	B	C		D	E	F	G		H	浄化槽設置届	I
	ルート1 構造手数料 EXJ・棟単位	既存建物 令第137条 の2計算	C1	C2	天空率 (道路・隣地・北側) 各単位	耐火性能 検証法	バリアフ リー法	特定天井 有		日影による 高さの制限		
			避難安全 検証法	全館避難 C1に追加				仕様規定	構造計算			
$S \leq 200\text{m}^2$	30,000	4,000	10,000	10,000	10,000	20,000	20,000			20,000	1,000	20,000
$200\text{m}^2 < S \leq 300\text{m}^2$	36,000	5,000	10,000	10,000	10,000	20,000	20,000	15,000	20,000	20,000		20,000
$300\text{m}^2 < S \leq 500\text{m}^2$	42,000	5,000	15,000	10,000	15,000	25,000	20,000	15,000	20,000	20,000		25,000
$500\text{m}^2 < S \leq 1,000\text{m}^2$	48,000	6,000	20,000	10,000	20,000	30,000	25,000	20,000	25,000	25,000		25,000
$1,000\text{m}^2 < S \leq 2,000\text{m}^2$	54,000	6,000	30,000	15,000	25,000	35,000	25,000	20,000	25,000	25,000		30,000
$2,000\text{m}^2 < S$	60,000	8,000	40,000	20,000	30,000	40,000	30,000	20,000	30,000	30,000		40,000

・C1 避難検証法は、各階ごとの手数料とする。・C2 全館避難検証法は、C1の各階合計を加えた額とする。

省エネ仕様基準・確認仕様表

床面積の合計	J		K	
	省エネ住宅 仕様基準		省エネ共同住宅 仕様基準	
	確認	完了	確認	完了
$S < 100\text{m}^2$	9,000	8,000		
$100\text{m}^2 < S \leq 200\text{m}^2$	10,000	9,000	17,000	15,000
$200\text{m}^2 < S \leq 300\text{m}^2$	11,000	10,000	19,000	17,000
$300\text{m}^2 < S \leq 500\text{m}^2$	12,000	11,000	22,000	20,000
$500\text{m}^2 < S \leq 1,000\text{m}^2$			29,000	26,000
$1,000\text{m}^2 < S \leq 2,000\text{m}^2$			35,000	32,000

・2000㎡ < Sは別途計算

注記:	A 構造計算(令第80条の2による構造計算)のEXJ・棟単位に対して加算する。
建築物棟単位で加算。	B 既存不適格は令第137条の2による計算。
	C C1 避難検証法の面積(各階ごととする)。
	C2 全館避難検証はC1の避難検証法の総額を加えた合計額とする。
	D 天空率は道路・隣地・北側の個々について1単位としその合計とする。

第3 構造計算審査確認手数料

(確認申請時に完了検査まで一括納入した場合に限ります。)

(単位:円)

減額金	50,000
ルート2 適判の物件とし構造計算は確認申請手数料を減額する。	
500㎡以上 ルート2建築物とする。	
○ ルート2の計算は構造計算適合判定機関に提出してください。この手数料の一部は確認申請手数料から減額する。	
なお、この特典は確認申請1件につき1件とする。(複数棟ある計算は最大の面積1棟のみの減額です。)	

第4 建築設備・工作物 確認申請・完了検査手数料

(単位:円)

項目		確認申請	※1 構造計算	完了検査	一括申請	計画変更
令 第146条 昇降機等 単位:1基	エレベーター	26,000	17,000	37,000	59,000	16,000
	エスカレーター	26,000	17,000	37,000	59,000	16,000
	※2 ホームエレベーター	20,000	13,000	32,000	48,000	12,000
	小荷物専用昇降機	16,000	10,000	26,000	38,000	10,000
	上記以外の建築設備	確認検査料金表第1の1/5(各々の手数料に乗じた額とする)。				
※1 構造計算が必要時の手数料 ※2 個人住宅用のエレベーターで、かごは2人用、又は車いす利用者と介護者が同乗できる3人用とする。なお、いす式階段昇降機はホームエレベーターの扱いにするが、業務用はエレベーターの扱いとする。						
項目	高さ		確認申請	完了検査	一括申請	計画変更
1工作物 (1基) 令第138条 第1項	第1項 第1号～第4号	①高さが15m以下のもの	21,000	31000	48,000	13,000
		②高さが15mを超えるもの	33,000	40000	69,000	20,000
	第1項 第5号	①高さが5m以下のもの	24,000	31000	51,000	14,000
		②高さが5mを超えるもの	43,000	52000	91,000	26,000
工作物 (1基) 令第138条 第2項	第2項	第1号 第2号 第3号	別途見積とする			
	第3項	第1号 第2号				
一括申請の場合の手数料において、同規模の昇降機又は工作物が複数個ある場合の手数料は、第5の表のとおりとする。						

第5 同種類同規模の昇降機等の確認申請料の計算(同一敷地内の一括申請)

(単位:円)

令第138条第1項 に規定するもの	基本手数料	2基以上の場合の計算 基本手数料+基本手数料×80%×(n-1);nの限度は5までとする。 以後基数に0.8の手数料を加える。			
昇降機等 単位:1基	エレベーター 【1基】	エレベーター 【2基】	エレベーター 【3基】	エレベーター 【4基】	エレベーター 【5基以上】(n=5)
エレベーター	59,000	59000+59000*0.8 106,200	59000+59000*0.8*2 153,400	59000+59000*0.8*3 200,600	59000+59000*0.8*4 247,800
工作物	【1基】	【2基】	【3基】	【4基】	【5基以上】(n=5)
※ ①計算式	48,000	48000+48000*0.8 86,400	48000+48000*0.8*2 124,800	48000+48000*0.8*3 163,200	48000+48000*0.8*4 201,600
※ ①計算式	51,000	51000+51000*0.8 91,800	51000+51000*0.8*2 132,600	51000+51000*0.8*3 173,400	51000+51000*0.8*4 214,200

第6 仮使用申請手数料

(単位:円)

法第7条の6第1項第2号の規定に基づく仮使用の認定審査手数料			
仮使用 部分	面積	手数料	・区域による出張手数料は 第7の表による。 ・仮使用を延長する認定申請の手数料は1/2とする。 ・直前の確認済又は中間検査合格証が他機関の場合は20%加算する。
	300㎡以内	40,000	
	300㎡を超え500㎡以内	50,000	
	500㎡を超え1000㎡以内	70,000	
	1000㎡を超え2,000㎡以内	100,000	
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	160,000	
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	220,000	
	10,000㎡を超え15,000㎡以内	270,000	
	15,000㎡を超え20,000㎡以内	300,000	
20,000㎡を超えるもの	別途見積とする		

第7 検査出張料(A区域山梨県内)

(単位:円)

法第6条第1項、法第7条の2、法第7条の4、法第7条の6第1項による現場出張料			都市計画区域外	
A 区域 都市計画区域名	検査出張料	主な市町村名		検査出張料
甲府都市計画区域	0	甲府市・甲斐市・昭和町・中央市	区域外	2,200
韮崎都市計画区域	1,100	韮崎市	区域外	2,200
南アルプス都市計画区域	1,100	南アルプス市	区域外	3,300
市川三郷都市計画区域	1,100	市川三郷町	区域外	3,300
笛吹川都市計画区域	1,100	笛吹市	区域外	4,400
富士川都市計画区域	2,200	富士川町	区域外	3,300
峡東都市計画区域	2,200	山梨市・甲州市	区域外	4,400
身延都市計画区域	4,400	身延町	区域外	4,400
富士北麓都市計画区域(北部)	4,400	富士吉田市・富士河口湖町・西桂町	区域外	5,500
富士北麓都市計画区域(南部)	5,500	忍野村・山中湖	区域外	6,600
都留都市計画区域	5,500	都留市	区域外	6,600
大月都市計画区域	5,500	大月市	区域外	6,600
上野原都市計画区域	6,600	上野原市	区域外	6,600
		北社市	区域外	4,400
		早川町・南部町・道志村・小菅村・丹波山村	区域外	6,600

- ・出張料は上記の区分による。ただし複数の建物等の申請敷地が近くの場合(概ね100m以内)で検査日時が同時間の場合。
- ・物件は同一申請者に限り建築物の検査を優先し、2物件からは50%の出張料とすることができる。
- ・B区域 C区域 (県外)出張料は別表第7による。

第8 各種届事務手数料

(単位:円)

		面積	追加手数料		
別途検査追加料	・検査時に確認内容変更等により説明書等に係る追加説明書の提出	200㎡内のもの	3,000	計画変更となる建築物も完了検査後については追加説明書で対応。	出張料は別途
		200㎡ < S ≤ 1,000㎡	4,000		
		1,000㎡ < S ≤ 10,000㎡	10,000		
		10,000㎡ < S	20,000		
	・施工工程等による中間検査の床面積	S ≤ 50㎡	2,000	○一括申請のものに限る。 ○個別申請は第1の面積による手数料とする。	
		50㎡ < S ≤ 100㎡	3,000		
100㎡ < S ≤ 150㎡		5,000			
		150㎡ < S	6,000		
各種届等	① 500円	①工事施工者届け、建築主の変更届け、監理者届、浄化槽変更届、軽微変更届(②を除く)等の届。(各届出一物件とする。)			
軽微変更箇所	② 1,000円 ～	②軽微変更届、追加説明書;変更が複数の場合で、5ヶ所以内を1,000円とし、以後5ヶ所以内を1,000円ずつ加算。 例:6ヶ所の変更・・・5ヶ所まで 1,000円+1ヶ所1,000円⇒2,000円			
		③ 14,000円 ～	第2-1 計画変更申請 手数料 参照 建築計画概要書、変更設計図書、工事届(面積の変更がある場合) 添付		

第1～第8共通

注:計画変更に必要な各種届が必要な場合は『第8各種届事務手数料』の書類に手数料を加える。

注:上記以外の項目等、これによりがたい手数料は別途協議による。

※第7 ◆検査出張料 別途

(税込)

出張料	B 区域 埼玉県					
11,000	皆野町(秩父郡)	小鹿野町(秩父郡)	横瀬町(秩父郡)	秩父市		
12,100	長瀨町(秩父郡)					
14,300	本庄市					
15,400	入間市					
17,600	狭山市	飯能市	日高市	所沢市		
18,700	毛呂山町(入間郡)	川島町(比企郡)	坂戸市	和光市	鶴ヶ島市	朝霞市
	越生町(入間郡)					
19,800	鳩山町(比企郡)	北本市	鴻巣市	北本市	川越市	
20,900	吉見町(比企郡)	さいたま市緑区	ふじみ野市	蕨市	東松山市	富士見市
	伊奈町(北足立郡)	さいたま市西区	川口市	桶川市	戸田市	鳩ヶ谷市
	ときがわ町(比企郡)	滑川町(比企郡)				
22,000	さいたま市浦和区	東秩父村(秩父郡)	八潮市	草加市	三郷市	新座市
	さいたま市南区	さいたま市中央区	熊谷市	上尾市	三芳町(入間郡)	
	嵐山町(比企郡)	さいたま市大宮区	小川町(比企郡)	さいたま市見沼区		
23,100	さいたま市北区	さいたま市桜区	白岡町(南埼玉郡)	行田市	吉川市	久喜市
	寄居町(大里郡)	松伏町(北葛飾郡)	鷲宮町(北葛飾郡)	羽生市	蓮田市	
24,200	美里町(児玉郡)	さいたま市岩槻区	加須市	深谷市	越谷市	春日部市
	宮代町(南埼玉郡)	幸手市				
25,300	上里町(児玉郡)	神川町(児玉郡)	杉戸町(北葛飾郡)			

出張料	B 区域 千葉県					
23,100	市川市	浦安市				
24,200	船橋市					
25,300	千葉市花見川区	千葉市美浜区	習志野市	流山市	鎌ヶ谷市	
26,400	千葉市稲毛区	千葉市中央区	松戸市	白井市	野田市	柏市
	千葉市若葉区					
27,500	八千代市	我孫子市	四街道市	千葉市緑区		
28,600	酒々井町(印旛郡)	佐倉市	印西市			
29,700	大網白里町(山武郡)	八街市	東金市	成田市	富里市	
30,800	九十九里町(山武郡)	芝山町(山武郡)	山武市			
31,900	栄町(印旛郡)	多古町(香取郡)	横芝光町(山武郡)	袖ヶ浦市	木更津市	
33,000	神崎町(香取郡)	白子町(長生郡)	香取市			
34,100	君津市	匝瑳市				
35,200	東庄町(香取郡)	富津市	旭市			
36,300	長南町(長生郡)	大多喜町(夷隅郡)	市原市			
37,400	睦沢町(長生郡)	睦沢町(長生郡)	長柄町(長生郡)	茂原市		
38,500	鋸南町(安房郡)	一宮町(長生郡)	鴨川市	銚子市	いすみ市	
39,600	長生村(長生郡)	御宿町(夷隅郡)	南房総市	勝浦市		
40,700	館山市					

出張料	B 区域 東京都					
11,000	奥多摩町(西多摩郡)					
12,100	檜原村(西多摩郡)					
13,200	日の出町(西多摩郡)	あきる野市	昭島市	八王子市		
14,300	青梅市	福生市	羽村市			
15,400	瑞穂町(西多摩郡)	武蔵村山市	町田市			
16,500	日野市	国立市	府中市	調布市	多摩市	稲城市
	国分寺市	立川市	東大和市			
17,600	小金井市	三鷹市	狛江市	杉並区	武蔵野市	小平市
	清瀬市	東村山市	西東京市			
18,700	東久留米市					
20,900	世田谷区	新宿区	渋谷区	中野区	目黒区	
22,000	練馬区	豊島区	千代田区	港区	板橋区	文京区
	中央区	北区	品川区	墨田区	江東区	台東区
23,100	荒川区	江戸川区	足立区	大田区	葛飾区	

出張料	B 区域 神奈川県					
12,100	大井町(足柄上郡)	箱根町(足柄下郡)				
14,300	愛川町(愛甲郡)					
15,400	相模原市	海老名市	秦野市			
16,500	座間市	山北町(足柄上郡)	厚木市	大和市	開成町(足柄上郡)	松田町(足柄上郡)
	綾瀬市	伊勢原市	寒川町(高座郡)	南足柄市		
17,600	川崎市多摩区	川崎市麻生区	平塚市	横浜市泉区	茅ヶ崎市	
18,700	川崎市高津区	二宮町(中郡)	大磯町(中郡)	中井町(足柄上郡)	横浜市旭区	横浜市瀬谷区
	横浜市緑区	藤沢市	川崎市中原区			
19,800	横浜市保土ヶ谷区	横浜市青葉区	川崎市宮前区	横浜市都筑区	鎌倉市	
	横浜市戸塚区	横浜市栄区	横浜市西区			
20,900	横浜市港北区	小田原市	横浜市神奈川区	横浜市港南区	横浜市磯子区	
22,000	真鶴町(足柄下郡)	横浜市金沢区				
23,100	横浜市南区	湯河原町(足柄下郡)	逗子市	葉山町(三浦郡)	川崎市川崎区	横浜市中区
	横須賀市	川崎市幸区				
24,200	横浜市鶴見区					
25,300	三浦市					

出張料	C 区域 長野県					
7,700	富士見町	原村	川上村			
8,800	南相木村	小海町	北相木村	佐久穂町		
9,900	茅野市	諏訪市				
11,000	岡谷市	佐久市	小諸市	御代田町		
12,100	下諏訪町	塩尻市	軽井沢町			
13,200	辰野町	箕輪町	朝日村	東御市	南牧村	
14,300	山形村	南箕輪村	伊那市	松本市		
15,400	木祖村	宮田村	安曇野市	長和町	上田市	
16,500	駒ヶ根市	立科町	木曾町	池田町	松川村	生坂村
	筑北村	飯島町				
17,600	上松町	中川村	大町市	松川町	麻績村	
18,700	高森町	豊丘村	喬木村	王滝村	大桑村	
19,800	青木村	大鹿村	飯田市	白馬村	小川村	南木曾町
20,900	千曲市	阿智村	下條村	小谷村		
22,000	泰阜村	長野市	阿南町	坂城町		
23,100	平谷村	須坂市	小布施町	根羽村	高山村	
24,200	天龍村	売木村	中野市	飯綱町		
25,300	山ノ内町	飯山市	木島平村			
26,400	信濃町	野沢温泉村				
28,600	栄村					

※上記の出張料を基本とする。但し、通常の交通手段で対応できない場合は、別途計算する。

参考	計画変更床面積算定準則	平成11年5月1日建設省住指発第201号・建設省住街発第48号
第1	建築基準法施行令第10条第2項第二号又は第四号に規定する計画の変更に係る部分の床面積(増加する部分を除く。)は次のとおりとする。 次の各号に掲げる変更に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積を変更に係る部分の床面積として算定する。 一 敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更申請に係る建築物の建築面積 二 建築面積の変更 変更される建築面積 三 高さ又は階数の変更 高さが変更される部分の床面積又は変更される階の床面積 四 床の変更 変更される部分の床面積 五 階段の変更 変更される部分の水平投影面積 六 柱、はり又はけたの変更 当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積(変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあつては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする(次号において同じ。)) 七 壁の変更 当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積 八 屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更 変更される部分の水平投影面積 九 開口部の変更 変更される開口部の面積 十 土台、基礎又は基礎ぐいの変更 土台、布基礎又はこれに類する基礎にあつては壁に、その他の基礎又は基礎ぐいにあつては柱に準じて算出された面積 十一 小屋組の変更 変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積 十二 斜材 変更される部分の水平投影面積。ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあつては壁の変更として算出した面積とする。 十三 建築設備(建築基準法第87条の2第1項に該当するものを除く。)の変更 変更される建築設備の水平投影面積。ただし、防煙壁の変更にあつては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積 2 前項各号に掲げる変更以外のもの(当該建築物の計画に前項各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。)にあつては、30平方メートル以下であるものとして取り扱うものとする。	
第2	第1の規定により算定した変更に係る部分の床面積の合計が変更前の計画の床面積の合計を超える場合にあつては、変更前の計画の床面積の合計を上限とする	

☆ 四の床面積 ; 棟が違う場合 ⇒・・・別棟の場合は新たに申請する場合として手数料を算出するものとする。